



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## ～若者にありがちな契約トラブル③～

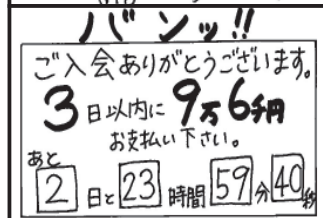
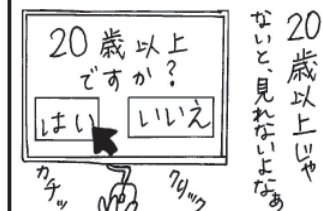
### 【事例】

携帯電話で占いサイトを閲覧し、年齢確認ボタンをクリックすると、突然アダルト画像サイトに変わり「登録料9万円を支払え」と表示された。どうすればいいのか。

### 【ひとことアドバイス】

- ◇この場合「料金が9万円掛かります。登録しますか」といった確認がないため、支払う必要はありません。確認画面のないものは支払わず、無視しましょう。
- ◇画面に「お問い合わせ先はこちら」と電話番号が表示されていても、絶対に連絡してはいけません。相手に自分の電話番号が分かり、絶えず請求の電話が掛かってきます。
- ◇画面が消えない場合でも焦る必要はありません。復元方法は町ホームページ「インターネットのワンクリック詐欺にご注意を」をご覧ください。
- ◇調査会社、弁護士、裁判所などを名乗り「利用料が未払いです」と偽って、不当な請求を行う悪質な手口もあります。

こんなとき、どうする？



相談は  
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)  
Tel 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン  
Tel 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!